

船舶事故調査報告書

令和2年9月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和元年6月1日 11時00分ごろ
発生場所	熊本県宇城市 <small>うき</small> 中神島 <small>なかがみ</small> 北西方沖 三角灯台 <small>みすみ</small> から真方位355° 380m付近 (概位 北緯32° 37.7′ 東経130° 26.6′)
事故の概要	漁船第三征功丸 <small>せいこう</small> は、操業中、乗組員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三征功丸、4.97トン KM3-52218（漁船登録番号）、個人所有 12.24m (Lr) × 2.29m × 0.81m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和56年5月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月8日 免許証交付日 平成30年6月26日 (令和5年12月22日まで有効) 甲板員A 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月25日 平成29年7月25日をもって失効していた。
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。） が乗り組み、たこ壺 <small>つぼ</small> 漁の目的で、令和元年6月1日08時00分ごろ 熊本県三角港 <small>みすみ</small> 登立地区 <small>のぼりたて</small> の係留地を出発し、08時30分ごろ中神島 <small>なかがみ</small> 北西方沖の水深約50mの漁場に到着し、操業を行った。 本船は、船長が操舵区画の後方で手動操舵により操船し、甲板員A が左舷中央部で「幹繩 <small>つな</small> にたこ壺を繫いだ枝繩が多数取り付けられた仕

掛け’（以下「本件漁具」という。）を海中に投入する作業を、甲板員Bが右舷船首部で船首方を向き^{かが}屈んだ姿勢で次の操業で使用する餌の準備作業をそれぞれ行い、約3～4ノットの対地速力で南西進した。

甲板員Aは、操舵区画前の前部甲板に2段に積み上げられた約80個のたこ壺を手前から1個ずつ^{つか}掴んでは左舷側から投入していた。（図1参照）

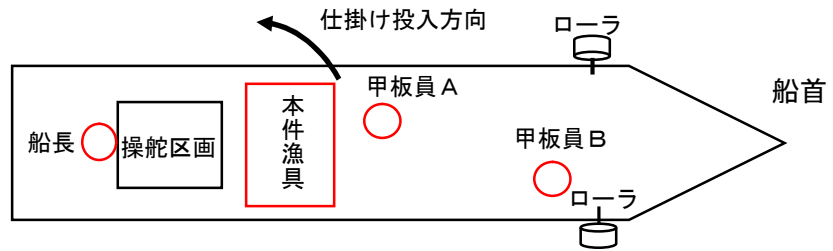


図1 乗組員作業場所概略図

船長は、周囲の釣り船の様子を見ながら操船中、甲板員Aが発した「ああ」という声を聞いて甲板員Aの方へ視線を移したところ、11時00分ごろ甲板員Aが左舷側から転落し、海中に引き込まれるのを認めた。

甲板員Bは、甲板員Aが発した声を聞き、振り返って甲板員Aの方を見て、甲板員Aが手にたこ壺を持ったまま枝縄又は幹縄（以下「本件ロープ」という。）が足に絡んで左舷側から海中へ転落するのを認めた。

船長は、機関を中立運転とし、甲板員Bが左舷船首側のローラに幹縄を掛けて巻き上げたところ、甲板員Aの右足に本件ロープが絡んでおり、付近にいた釣り船の乗船者の協力を得て、甲板員Aを左舷側から本船上に引き揚げ、釣り船の乗船者に118番通報を依頼した。

甲板員Aは、三角港内の岩谷浦^{いわや}に運ばれ、救急車で病院へ搬送されたが、死亡が確認され、溺水による窒息と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）

その他の事項

甲板員Aは、約10年前から毎年6月ごろから9月ごろまでの間、本船でたこ壺漁に従事しており、本件漁具の整理及び投入作業を担当していた。

本件漁具は、たこ壺を繫いだ直径約8又は10mm、約0.3mの枝縄を直径約10mmの幹縄に約10m間隔に約80本取り付け、長さが約800mあり、幹縄の両端に浮子と約10～15kgの^{おもり}錘が取り付けられており、本事故時、前部甲板上には約20個のたこ壺が残っていた。

船長は、本件ロープが甲板上で輪状になっていて、甲板員Aがその輪の中に足を踏み入れてしまったのではないかと本事故後に思った。

	<p>甲板員Aは、本事故時、カッパの上着と作業ズボンを着用し、ゴム長靴を履いており、健康状態に問題はなかった。</p> <p>船長、甲板員A及び甲板員Bは、いずれも救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水による窒息であった。</p> <p>本船は、中神島北西方沖の漁場において操業中、甲板員Aが、本件漁具を海中に投入する際、本件ロープが甲板員Aの右足に絡まり、本件漁具と共に落水したことから、海中に引き込まれて海面に浮上することができず、溺死したものと推定される。</p> <p>甲板員Aは、本件ロープが右足に絡まっていたことから、本件漁具のロープの輪状になった部分に足を踏み入れた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が中神島北西方沖の漁場において操業中、甲板員Aが、本件漁具を海中に投入する際、本件ロープが右足に絡まり、本件漁具と共に落水したため、海中に引き込まれて溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具の投入時は、幹縄等を足に絡めることがないように足下を確認しながら作業を行うこと。 ・ 甲板上で作業を行う場合は、必ず救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

